

全米熱帯まぐろ類委員会（I A T T C） Inter-American Tropical Tuna Commission

1950年3月3日 発効
1970年7月1日 我が国効力発効
2010年8月27日 強化条約発効

1 目的

条約適用水域におけるかつお・まぐろ類等資源の長期的な保存及び持続的な利用の確保

2 締約国等

（1）締約国等

日本、韓国、米国、カナダ、EU、中国、フランス、コスタリカ、パナマ、エルサルバドル、グアテマラ、エクアドル、メキシコ、ニカラグア、バヌアツ、ベネズエラ、ベリーズ、台湾、ペルー、コロンビア、キリバス

（2）協力的非締約国

ボリビア、ホンジュラス、インドネシア、リベリア

3 対象水域：東部太平洋水域（5 参照）

4 主な保存管理措置

（1）メバチ・キハダ保存管理措置

○まき網漁業

- ・62日間の全面禁漁

- （7月29日～9月28日又は11月18日～1月18日の期間）

- ・沖合特定区で1ヶ月間禁漁（9月29日～10月29日の期間）

○はえ縄漁業：

- ・2007年の漁獲枠の5%減（我が国漁獲枠32,372トン）

（2）太平洋クロマグロ保存管理措置

- ・親魚資源量を2024年までに、少なくとも60%の確率で歴史的中間値まで回復させることを、暫定回復目標とする。

- ・商業漁業については、2017年及び2018年の年間漁獲上限3,300トン原則とし、2年間の合計が6,600トンを超えないように管理

- ・30キロ未満の漁獲の比率を50%まで削減するよう努力

（3）北太平洋ビンナガ

- ・漁獲努力量を現状水準に制限

（4）漁船管理

- ・ポジティブリスト制度、船舶監視システム（VMS）等

5 水域図

